

第28回柏市農業委員会総会議事録

1 平成29年9月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

1 番	鈴木 房 夫	2 番	伊 原 清
3 番	秋 谷 幸 男	5 番	欠 員
6 番	浜 島 照 雄	7 番	鈴 木 勲
8 番	染 谷 茂 幸	10 番	欠 員
11 番	欠 員	12 番	程 田 平
14 番	酒 卷 寿 雄	15 番	岡 田 英 夫
16 番	飯 塚 恒 男	17 番	相 模 農夫男
19 番	飯 野 文 夫	20 番	坂 卷 洋 行
21 番	遠 藤 秀 生	22 番	成 嶋 君 美
23 番	金 子 守 孝	24 番	谷 田 貝 和 代
25 番	村 越 等	26 番	山 野 辺 守
27 番	中 台 実	28 番	増 田 直 晴
29 番	秋 谷 昌 治		

26名中22名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

4 番	林 伸 司	9 番	西 川 圭 二
13 番	渡 部 和 子	18 番	染 谷 茂

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

副参事	寺 嶋 浩
副主幹	早 崎 秀 隆
副主幹	堀 江 潔

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県へ

の意見の送付について

議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 協議事項

（1）農業委員会委員の視察研修について

8 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）農地の転用事実に関する照会について

（4）生産緑地地区内における行為の制限の解除について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第28回農業委員会総会を開催をいたします。

本日の出席委員は、26名中22名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思います、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

秋谷昌治委員・鈴木房夫委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 3 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，飯塚委員長，よろしく願いをいたします。

飯塚委員長 こんにちは。

それでは，報告をさせていただきます。

農地第 3 調査会は，去る 8 月 31 日・9 月 1 日，平成 29 年度第 5 回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 5 条 6 件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件については，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成 29 年 5 月に開催された第 24 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 15 件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第 5 条 4 番の藤ヶ谷の資材置き場用地，5 番の箕輪の米倉庫用地については未着工でした。これらの件については，引き続きパトロールを行うことといたします。

そのほかは特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番から3番については一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番から3番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、大室在住の譲受人の方が新たに農地を借りて新規就農するため、また、1番から3番の譲渡人の方は新規就農者支援のため、賃借権設定の許可申請で、賃借期間は1番が5年、2番と3番が3年です。

申請地は、弁天下と新利根の畑3筆、合計面積6,840㎡です。

譲受人は、農業関係の学校で研修した後、農家で研修し、技術や経営を学び、新規就農の準備をしているところです。

農業経営の実施計画は、小松菜・ベカナ・チンゲンサイの栽培を父と2人で行い、3年から5年後には耕作面積も1万㎡にふやしたいという計画です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局、補足説明がございましたら。

事務局 それでは、こちらの新規就農者の調査会資料の別紙をごらんいただきたいと思っております。縦長の別紙でございます。こちらの中身に沿ってご説明をいたします。

まず、開いていただきまして1ページ目がこれまでの経歴書となっ

目に購入する農具●●円が含まれておりますので、そちらを差し引いた金額が年間のランニングコストというふうにいえるかと思えます。

なお、販売先は直売所を考えているということになります。

続きまして、7ページになります。最後のページでございます。

栽培方法でございますが、普通栽培、集落活動に参加するという確約書は、別途ついて提出がされております。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

1番から3番について、ご質問はございませんか。

飯野委員 議長、この件についてはありませんけれども、関連質問はよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

飯野委員 こういうふうに計画、この方は一生懸命やっていると思うんですが、今までに新規就農で農業委員会で許可した件数は何件くらいになるか、あるいは、その人たちがどういう現状なのかということをお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局 平成24年度からの数字なんですけど、平成24年度から現在まで、今回のケースは含まずに、前回までで9名の方が新規就農で第3条の申請を受けられていらっしゃいます。

今現在の状況なんですけれども、皆さん継続して就農のほうに取り組んでいらっしゃいます。ただ、お一人女性の方がいらっしゃったんですが、女性の方は農家の方とご結婚されて、当初の就農計画とはちょっと道をずれましたけれども、そのまま農業を継続されています。

ということで、今現在9名の方、新規就農でされていますけれども、そのまま継続されているということで、皆さんが補助金を受けていらっしゃいますので、この女性の方は受けていないんですけれども、そ

のほかの8名の方は補助金の申請を受けています。

補助金の申請を受けますと、半年に一度農政課のほうで報告書とヒアリングをしているそうなので、今現在その方は継続してやられているということです。

以上です。

飯野委員 では、計画どおり心配なく経過しているということによろしいですね。

事務局 そうですね。

議長 それと、今回の新規就農の件、ちょうど私の農地の近くなんです。うちのほうの集落の人間なんで、●●さんにもその辺も確認してございますので、多分間違いないと思っています。

ほかに質問はございませんか。

程田委員。

程田委員 営農計画の2ページの5番の作業場、農機具の倉庫、購入する予定で、船戸ということを書いてあるんだけど、どのあたりかわかりますか。

議長 事務局。

事務局 まだ具体的な場所は伺ってございません。ただ、広さにつきましては、とりあえず1筆120坪くらいの面積だということは聞いてございまして、その土地全部を、例えば作業場ということではなしに、一部をハウスを張ってその中で作業場、あとは機具を置いたりということで使い、そのほかの面積は一応作付をするというようなことで話は聞いておるということになります。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

程田委員 この作業場やなにかは、パイプハウスとかそういうことであれなんだね。

議長 要するに、要件がないから今。だから、ここで取得して、それから農家要件を整えてからのあれだと思うのね。そうすると、作業場というのは可能だと思います。

だから、そんな大きな作業場ではないと思うんで、今事務局の説明があったように、ビニールハウスが大体主になるのかなと。

ほかに。

ないようでしたら、1番から3番を承認しますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の審議に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番と2番については一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番と2番についてご報告いたします。

調査会資料は6ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う店舗用地への転用の許可申請であります。

申請地は、布施の畑3筆2, 390㎡です。事業面積としては、農地以外の面積を含め4, 085. 87㎡となります。

住宅や事業用施設が連担している区域であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、小売業を営む法人で、県道守谷流山線沿いで車の通行量が多く、周辺住民以外の利用も期待ができることから、新たにコンビニエンスストアを出店する計画に至ったものであります。

建築内容は、鉄骨造平家建て、建築面積201. 31㎡、駐車場は39台分を整備し、アスファルト舗装とします。

被害防除対策につきましては、上水は市水道、雨水は集水枿を通して雨水浸透貯留槽で流出抑制し、オーバーフロー分は市道側溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、市道側溝へ放流します。敷地の周囲には緑地帯を設け、周囲はコンクリートブロックとメッシュフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について、何か質問はございませんか。

成嶋委員。

成嶋委員 この図面の中で、点線の部分というのが2カ所くらいあると思うんですけれども、バイパス部分と県道部分。それは後で何らか

申請する……

議長 点線部分は農地ではない部分。全体の事業計画の中で農地部分とそれ以外を示す表記になっていると思う。

成嶋委員 バイパスと県道をずっと●●でつなげて利用するとかという話を聞いたんだ。

議長 そういうことになると思う。
ほかに質問はございませんか。

飯野委員 前に駐車場になったところも●●の今度あれになるのか。

議長 そういうことになります。
ほかに質問はございませんか。

中台委員 今までコンビニかなんかの許可とったときは、そんな大々的な面積ではなくて、比較的駐車場のスペースも少なくて。この枠というのは無限にあるんですかね。

例えば、10aとか、50aとかいろいろ。許可申請する場合、ただ広いだけではなかなか許可とれないとか、その枠というのはあるんですか。例えば10a以内とかそういうのは。別にないですか。

事務局 特に大ききの制限というのはないと思うんですけども、ただ、大きくなったときには、建物が大きくなったりすると、都市計画のほうの開発許可とか、そういう部分で影響が出てくるとは思います。コンビニの敷地について大きさがどうこうというのはないと思います。

中台委員 そうすると、一切ないとか、何かそういう駐車場含めてのスペースとかと、そういうのはないんですか。

事務局 ないです。

議長 だから、建物は建築基準法とかなんかあるけれども、範囲の中でおさめてあって、敷地面積については最近余り、広いのがなんか、昔のドライブインみたいな感じの要素もあったりするんで、広いところが多いよね。

中台委員 建物がでかい場合には駐車場がいっぱい必要だから広い面積が許可できると、そういうところがあるんですかね。

飯野委員 売り場面積が大きいと規制があるわけ。

事務局 建物が大きいと。

議長 店舗上、ほかの附帯法令が出てくるのではないのかな、建築基準法の。

程田委員 幹線道路とか、それ以外の道路、幹線道路等、何か条件があるのではなかったか。普通それほどの広い道路ではないところにつくったりすると、農地なんか。条件があったような。

議長 その道路のあれもあるんだろうけれども。

事務局。

事務局 農地法上での話では、先ほどの建物とか、例えばそれに付随する駐車場の面積による制限というのはないと思います。あくまでもその内容に対しての審査ということで、これはコンビニに問わず、面積の制限はないということで、ただ、ある一定以上を超えますと、農業会議のほうの諮問を受けなければいけないとか、あとは、県の本課のほうでの審査、もしくは今ですと、たしか4haを超えると、国との協議、国の許可ではないんですけれども、協議とか、そういったことにはなりますけれども、面積の制限という意味では聞いておりません。

あとは、程田委員さんが言われていたのは、もしかしたら農地の広がり大きい場合、俗に言う第1種農地とか、そういったところでは、

コンビニエンスストア，こちらは休憩所と呼ばれるものについて，休憩施設があると。ちょっと休憩施設の定義が難しいんですけども，建物の中で飲食するスペースがあるとか，あとは駐車場のほうでそれに類する，認められるというような場合には，そういった広がりがある，第1種農地の中でも幹線道路沿いとかにコンビニをつくることができるというようなことは確かにございますけれども，今回の土地というのはそういった土地でもないのです，特段制限はないというふうに思われます。

議長 だから，農地も第1種とか，第2種とか，第3種とかあって，いろいろな制限があるので，今回の場合は，特にそういうあれがないのかなと思いますけれども。

浜島委員 例えば住宅地だと，何㎡以上だと結局は公園をつくるとか，そういう制限がありますよね。この場合，農地の場合だと別に，例えば駐車台数を何台以上とか，樹木をとかはないんですか。

事務局 すみません，駐車台数については正確にはちょっとお聞きしていないので，よく建物を建てると，確かに駐車は何割，何台設けなければいけないというのは，ちょっと聞いたことがあるんですけども，今回の案件についてはそれが該当しているかどうかは，申しわけないんですけども，わかりません。

あと，ただ緑地部分，今回敷地の周りに樹木とか植えるような緑地，これについてはやはり何%以上ということがあるといいましたので，それを……

浜島委員 何本以上とかそういう制限，何本。

事務局 面積。

議長 面積，3%くらいだったかな。

事務局 そうですね，パーセントまではあれなんですけれども，それ

を満たす面積にしているということは、ちらっと聞いておりました。

議長 15から20くらいで植栽というか、そういう緑地を設けなくてはならないということがある。

駐車場は、賃貸、マンションだとかなんかだと、その何割とかは確保しなくてはならないというのがあるみたいだけれども、こういう施設は、先ほど事務局が言うように、休憩の要素もあったりとか、いろいろあるので、特にきつくないのかなと思うんですけども。

ほかに質問はございませんか。

鈴木委員。

鈴木（房）委員 こういった場合の賃貸借設定の期間はどのくらいつけてあるんですか。

飯塚委員長 ●●年。心配になって聞いたんですよ。途中でやめてしまうと。そうしたら●●年で契約している。ここはです。今回聞いたところは。

議長 ほかに質問はございませんか。

谷田貝さん

谷田貝委員 あの辺の道路沿いの辺りにヤシの木が立っていたんですけども、あれも敷地内なんですか。

議長 あそこは今回の申請とは関係ありません。

谷田貝委員 気になったもので。

議長 ほかに質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、1番と2番を承認いたしま

す。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、3番についてご報告いたします。

調査会資料は12ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆314㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在妻と子の計3人で借家に住んでいますが、手狭になってきたため、将来を考え、父の土地に分家住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積72.21㎡、延床面積135.80㎡で、駐車スペース2台分を設けます。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設け、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、前面U字溝へ放流します。隣接農地は譲渡人の土地のみで、北側には型枠ブロック、西側・南側にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 4番についてご報告いたします。

調査会資料は16ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、箕輪の畑1筆238㎡です。

10ha以上の集団的な農地の区域内であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合は原則として許可できませんが、集落に接続して設置する住宅であることから、例外的に許可できる場合に該当するものです。

譲受人は、一昨年に結婚しましたが、独身のときから住んでいる借家が手狭になってきたため、祖母の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積72.70㎡、延床面積130.83㎡で、駐車スペース2台分を設けます。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設置し、オーバーフロー分を新設側溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、新設側溝へ放流します。隣接農地との間には築堤を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

鈴木委員。

鈴木（房）委員 新設側溝というのは、譲受人がつくるわけなんですか。

議長 委員長。

飯塚委員長 そうです。

鈴木（房）委員 道路部分に。

飯塚委員長 はい。

議長 ほかに質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、5番についてご報告いたします。

調査会資料は20ページからになります。

本件は、贈与による所有権移転を伴う専用住宅用地への転用許可申請であります。

申請地は、布施の畑1筆255㎡です。

10ha以上の集団的な農地の区域内であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合は原則として許可できませんが、集落に接続して設置する住宅であることから、例外的に許可できる場

合に該当するものです。

譲受人は、現在妻と子3人の計5人で借家に住んでいますが、手狭になってきたため、実家の隣接地である母の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積72.87㎡、延床面積141.60㎡です。駐車スペース2台分を設けます。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設置し、オーバーフロー分を実家敷地内の既設最終柵を經由し既設U字溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、実家敷地内の既設最終柵を經由し、既設U字溝へ放流します。隣接地との間には、コンクリートブロックとフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について、何か質問はございませんか。

秋谷委員。

秋谷（幸）委員 第1種農地で例外として集落に接続して設置できるということなんですけれども、自分も勉強不足なんだけれども、何か要件とか、ほかにもあるんですか。

議長 沼南町にはいろいろな連たんのあれがあったりとかあるんで、事務局、その辺ちよつと説明して。

事務局 今回の土地につきまして、第1種農地の例外という形で先ほどの案件と同様でなっておりますが、これまであまりこの理由で許可をしているという事例は実際にはない状態でございますが、今回の内容で説明しますと、もともと家とかがあって、家に限らずちょっと建物があって、それに近い部分、本来は農地としては広がりはいんですけれども、では広いところには一切建物が建てられないとなると、その集落がどんどんすたれていってしまうということで、いい農地は残しつつ、第1種農地といえども集落に近い部分というのはじわりじわりと、言い方はこういった言い方をしているようなんですけれども、にじみ出るような形でちょっと開発、要は建物が建っていく分にはそれはそれでプラスでしょうということで、それについては許可をしましょうというのがこの条項を当てはめた内容となっているということで、先ほども申し上げましたが、余りこれまでこの理由で許可をしているというケースはないんですが、県のほうではこの位置に、今回のようなケースの場合には適用可能であろうということで、今回に至ってございます。

以上でございます。

議長 秋谷さんもお存じだと思っておりますけれども、沼南町は調整区域で市街化区域というのはないんで、それで最寄りの駅から1.5とか、50戸連たんとかと……

秋谷（幸）委員 住宅から1.5とか。

議長 そうそう、住宅とか。

秋谷（幸）委員 何年という制約がありましたよね。

議長 だけれども、あれは合併後何年であったんだけれども、結構続いているんだよな、連たん事業とか。

事務局 連たんにつきましては、都市計画法上の連たん、50戸連たんというのは確かにあるんですけれども、そちらの考え方、50戸連

たんと、農地法の50戸連たんというのは必ずしも一致しない、概念として。ですので、あくまでも都市計画法上は大体50mで続いていますよと、50戸以上ありますよとかが原則のようですけども、農地法上は、都市計画法上で必ずそれが通ってれば、農地法上も大丈夫かという、ちょっとそういう取り扱いではないものでございます。

議長 そういうことだそうです。

秋谷（幸）委員 反対して言っているわけではなくて、自分が勉強不足な話で。

議長 はい、わかりました。

ほかに質問はございませんか。

飯野委員。

飯野委員 これは我孫子市との行政境みたいなんですが、そうなのかな。道路の真ん中に点線で行政境と書いてあるんだけども。

村越委員 行政境です。

飯野委員 原則としてこういうのはどっちが雨水をとって。

議長 大体ケース・バイ・ケースだと思います。

議長 ほかに質問はございませんか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 なしという声があったので、5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、6番についてご報告いたします。

調査会資料は24ページからになります。

本件は、贈与による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、岩井の畑1筆168㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集团的農地の区域でないことから第2種農地と判断しました。

譲受人の自宅の1階部分には駐車場がありますが、物置として利用しており、駐車場として利用できないため、隣接地に駐車場を整備する計画に至ったものであります。

申請地は、砂利敷き15cmとし、3台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、隣接農地は譲渡人の農地のみで、既設の板柵により土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、6番を承認いたします。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまです。

それでは、議案第3号（その1）につきましては、中台委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(中台委員退場)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第1番は、箕輪在住の農業者が箕輪の畑6筆、合計面積4,496㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第3号（その1）の採決をいたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

中台委員の除斥を解除いたします。

（中台委員入場）

議長 次に、議案第3号（その2）を審議いたします。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第2番は、豊四季在住の農業者が酒井根の畑2筆、合計面積2,952㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第3番及び第4番は、若白毛在住の農業者が片山の田7筆、水道橋の田1筆、曙橋の田1筆、合計面積1万6,901㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第5番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、戸張の田1筆、面積1,580㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は3年8カ月です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

飯野委員。

飯野委員 5番かな，3年8カ月というのはどういうことでしょう。
賃借期間。

議長 農政課，期間3年8カ月というのは。

農政課 それは，既に●●さんが隣接した筆を持っていまして，間に挟まれた筆を今回設定するということで，その隣接したものに設定期間をあわせるという意味で，微妙な年数になっています。

議長 ほかに質問は。
成嶋委員。

成嶋委員 賃借料，米●●kgと書いてあるんだけれども。

議長 農政課。

農政課 こちらは米●●kg，左側のおおよそ●反ほどございますので，合計で米●●kgとなります。●●aにすると●●kgくらいだったものです。

議長 ほかに質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，承認をいたします。
議案第3号(その2)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第3号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を事務局に求めます。事務局。

事務局 事務局では、8月28日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人は、大井在住の農家の方で、農業経営の実態は、3人で従事し、耕作面積は約138aです。申請地は、大井の生産緑地、畑7筆2,279㎡となっております。

なお、申請者は、当該申請地では栗、柿、梅、ナス等を栽培しております。また、稲作も行っており、引き続き農業に従事するというものでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、協議事項に移ります。

協議事項1「農業委員会の視察研修について」を協議いたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 続きまして、協議事項の説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が説明)

議長 ただいま協議事項の説明がございました。

何か質問はございませんか。

金子委員 服装は。バッジをつけていくのかな。

ネクタイは。

議長 視察なんで、正装ということでお願いします。

ほかに質問はございませんか。

駐車場とか、乗り場所は問題ないですか。

(「はい、わかりました」の声あり)

議長 なしという声があったので、協議事項1を決定いたします。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が説明)

議長 ご苦労さまでした。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

10月の予定を申し上げます。

2日月曜日、3日火曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第4調査会です。

10日火曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

10月は旅行もあつたりとか、行事が集中しますので、よろしくお願ひします。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第28回柏市農業委員会総会を閉会をいたします。

(午後3時19分閉会)